

**FAX(郵送)する書類**

- ① 利用申込書
- ② 保証依頼書
- ③ 暗証届
- ④ 本人確認書類 (2種類)

**<記入例>**

- お申込みをされるご本人さまが必ずご記入ください。
- 記入例をご確認のうえ、ボールペンで強くご記入ください。
- 本申込書の4, 6, 7枚目はお客さまが大切に保管してください。

本申込書7枚目の「個人情報の取扱いに関する同意書」を確認し、同意したうえで、お申込みになるご本人さまが自署願います。

FAX 055-223-6291

**FAX送信方向**

株式会社 山梨中央銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

**山梨中銀カードローン「waku waku Smart」利用申込書**

私は、別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を良く読み、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山梨中央銀行に山梨中銀カードローン「waku waku Smart」の利用を申込みます。

お 印鑑は不要です。  
お申込みの前に別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」をよくお読みください。  
Xでご送付いただいた場合、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。  
記載事項に不備がある場合等は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

**個人情報の取扱いに関する同意書**について  
私は、本ローンの申込みにあたり、貴行およびアコム株式会社に対し、本申込書7枚目の「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容について同意します。  
署名 **山中 太郎**

記入日をお書きください。

フリガナも必ずご記入ください。

旧姓のある場合はご記入ください。

現住所をご記入ください。銀行お届け住所と異なる場合は、ご契約前に、銀行のATMまたは窓口で住所変更手続きをお願いします。※ご融資のお取引があるお客さまは窓口でのお手続きとなります。

「太枠」の中をご本人さまがすべてご記入ください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正署名(フルネーム)してください。※お名前の訂正はできません。

お申込日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	お申込区分	① 新規申込 2. 利用極度額増額申込
フリガナ	ヤマナカ タロウ	旧姓	
お名前	<b>山中 太郎</b>	性別	① 男 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ② 女 ( 〇〇 ) 歳
ご住所	〒400-0031 甲府市丸の内〇丁目〇-〇 (アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください)	生年月日	1. 独身 扶養家族 (ご本人さまを含みます) ② 既婚 ( 4 ) 人
持家	① 一戸建 (自己所有) 2. マンション (自己所有) 3. 一戸建 (家族所有) 4. マンション (家族所有)	自宅電話	(055) 234-1234
賃貸	5. 一戸建 6. マンション 7. アパート 8. 公団 9. 公営	携帯電話	090-0123-4567
社宅	10. 一戸建 11. マンション 12. アパート 13. 寮	住宅ローン	有リ 毎月返済額 100 千円 ボーナス返済額(年間) 200 千円 無し
入居年月	昭和/平成/令和 〇〇年 〇〇月	毎月家賃	千円(うち自己負担)
		毎月使用料	千円(うち自己負担)

※お勤め先について…専業主婦の方は、①お勤め先名欄に「専業主婦」、②保険種類欄の該当する保険種類に「〇」、③前年税込年収欄に「配偶者の年収」とご記入ください。  
年金受給者の方は、①お勤め先名欄に「年金受給者」、②保険種類欄の該当する保険種類に「〇」、③入社年月欄に「年金支給開始年月」、④前年税込年収欄に「年金収入」をご記入ください。

お勤め先	フリガナ 〇〇サンギョウ(カ) <b>〇〇産業(株)</b>	お仕事の内容	雇用区分	収入形態
所在地	〒400-0000 甲府市〇〇〇〇丁目〇番地太郎	1. 事務 6. 経営 2. 営業 7. 技術 3. 販売 8. 個人経営 4. 労務 9. 法人経営 5. 運転手 10. 接客	① 正社員 2. 自営 3. 嘱託・派遣 4. パート 5. アルバイト 6. 季節工・期間工	① 固定給 2. 一部固定給 3. 完全歩合給
電話番号	(055) 234-1234	所属部課	営業職	保険種類
業種	宝飾業	従業員数	1. 15人未満 2. 15人以上 ③ 30人以上 4. 100人以上 5. 500人以上	① 社会保険 2. 組合保険 3. 共済保険 4. 国民健康保険 5. その他 ( )
資本金	5,000 万円	入社年月	昭和/平成/令和 〇〇年 〇〇月	前年税込年収
出向・派遣	有リ/無シ → 「有リ」を選択したお客さまは、以下の欄を必ずご記入ください	前年税込年収	400 万円	転職のご経験
お借入れがない場合は「〇」をご記入ください。		所在地	〒 -	1. 有リ ② 無シ
		所属部課		

お申込み時点で、当行に普通預金口座をお持ちの方はご記入ください。

お借入れ状況	金融機関	1 件	20,000 千円
	(うち住宅ローン)	1 件	20,000 千円
	信販・クレジット会社	1 件	500 千円
	消費者金融会社	0 件	0 千円
	合計	2 件	20,500 千円

ご返済用預金口座	山梨中央銀行 〇〇 支店
	普通預金 1 2 3 4 5 6 7
私は、山梨中銀カードローン契約規定に基づき、私名義の上記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。	

ご返済用預金口座  
お申込みと同時にまたはお申込み後に新規に普通預金口座を開設する場合、ご返済用預金口座のお届け欄は、お客さまのご希望の口座番号を記入してください。  
ご契約当日(ローンカードが到着する前)に、お借入れを希望される場合はご記入ください。

外国の政府等にお勤め等の方に係るご確認
外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において、重要な地位を占める方(過去において該当する場合も含みます)、またはそのご家族に該当しますか。 ※具体例は、別紙をご覧ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 該当しません <input type="checkbox"/> 該当します
※該当するお客さまは、本ローンをお申込みいただけません。

お振込希望額
<input type="checkbox"/> 振込による借入を希望するお客さまは、「〇」をご記入ください。
お振込口座 上記のご返済用預金口座と同一になります。
振込借入希望金額 1 0 万円

お借入れを希望されるお客さまは、左記の欄にご記入ください。なお、お借入希望額が、ご契約可能な極度額を超える場合は、ご契約可能極度額とさせていただきます。

アンケート	[waku waku Smart]は、何でお知りになりましたか? [複数選択可]
	①ダイレクトメール 2.折込広告 3.新聞広告 4.店舗広告(ポスター等) ⑤テレビ 6.ラジオ 7.当行ホームページ 8.インターネット広告 9.電子メール 10.LINE 11.バス広告 12.駅広告 13.電車広告 14.コンビニATM 15.知人からの紹介 16.その他

暗証番号のお届け(5枚目にご記入ください)  
暗証番号の決定にあたっては、暗証届(5枚目)に記載の注意事項をご参照ください。

お申込内容	ご契約極度額	10万円以上500万円以内
	お借入利率	年5.0%~年14.5%
	ご返済日	毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日)

銀行使用欄	口座開設日	
	店番	CIF
	カードローン口座番号	

本ローンを何でお知りになったのかをご記入ください。

※ご契約極度額は、審査結果に基づいて決定いたします。

#### 外国の政府等のお勤め等の方に係るご確認(具体例)

ご本人(お取引をされる方)もしくはそのご家族(※)が、外国の政府等において以下の職位にある(または、あった)方に該当するか否かを確認させていただきます。

※ 配偶者(事実婚を含む)、父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらのもの以外の配偶者の父母および子

- ①内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ②衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- ③最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ⑤統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長
- ⑥中央銀行の役員
- ⑦予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

株式会社山梨中央銀行 御中 保証委託先 アコム株式会社 御中 山梨中銀カードローン「waku waku Smart」利用申込書

私は、別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承諾のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山梨中央銀行に山梨中銀カードローン「waku waku Smart」の利用を申込みます。

お客様へ

- ◆ご印鑑は不要です。
◆お申込みの前に別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」をよくお読みください。
◆FAXでご送付いただいた場合、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
◆記載事項に不備がある場合等は、お客様へ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

個人情報の取扱いに関する同意について
私は、本ローンの申込みにあたり、実行およびアコム株式会社に対し、本申込書7枚目の「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容について同意します。
署名

※審査の結果ご契約いただけられない場合でも、本申込書はお返しできませんのでご了承ください。

お申込日 令和 年 月 日
お申込区分 1.新規申込 2.利用極度額増額申込
お名前 フリガナ 旧姓 性別 生年月日 ご家族
ご住所 〒 - 自宅電話 携帯電話
お住まい 持家 賃貸 社宅 入居年月
住宅ローン 有リ/無シ
毎月返済額 千円
ボーナス返済額(年間) 千円
毎月家賃 千円(うち自己負担 千円)
毎月使用料 千円(うち自己負担 千円)

「太枠」の中をご本人さまがすべてご記入ください。

※お勤め先について…専業主婦の方は、①お勤め先名欄に「専業主婦」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③前年税込年収欄に「配偶者の年収」をご記入ください。
年金受給者の方は、①お勤め先名欄に「年金受給者」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③入社年月欄に「年金支給開始年月」、④前年税込年収欄に「年金収入」をご記入ください。

お勤め先 フリガナ
お仕事の内容 1.事務 2.営業 3.販売 4.労務 5.運転手 6.技能 7.技術 8.個人経営 9.法人経営 10.接客
雇用区分 1.正社員 2.自営 3.嘱託・派遣 4.パート 5.アルバイト 6.季節工・期間工
収入形態 1.固定給 2.一部固定給 3.完全歩合給
所在地 〒 -
電話番 ( ) - 所属部課
業種 従業員数 1.15人未満 2.15人以上 3.30人以上 4.100人以上 5.500人以上
入社年月 昭和 平成 令和 年 月
前年 税年収 万円 転職のご経験 1.有リ 2.無し
有リ・無し → 「有リ」を選択したお客さまは、以下の欄を必ずご記入ください
フリガナ
お勤め先名 所在地 〒 -
電話番号 ( ) - 所属部課

お借入れ状況
金融機関 (うち住宅ローン) 件 千円
信販・クレジットカード会社 件 千円
消費者金融会社 件 千円
合計 件 千円

ご返済用預金口座
山梨中央銀行 □支店 □出張所
普通預金
私は、山梨中銀カードローン契約規定に基づき、私名義の上記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

◆ご返済用預金口座
お申込みと同時にまたはお申込み後に新規に普通預金口座を開設する場合、ご返済用預金口座のお届け欄は、お客様へご確認のうえ当行が記入する場合がございます。
◆お振込希望額
ご契約日当日(ローンカード到着前)にお借入れを希望されるお客さまは、左記の欄にご記入ください。なお、お借入希望額が、ご契約可能な極度額を超える場合は、ご契約可能極度額とさせていただきます。

外国の政府等にお勤め等の方に係るご確認
外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において、重要な地位を占める方(過去において該当する場合も含みます)、またはそのご家族に該当しますか。
□該当しません □該当します
※該当するお客さまは、本ローンをお申込みいただけません。

お振込希望額
振込による借入を希望するお客さまは、「○」をご記入ください。
お振込口座 上記のご返済用預金口座と同一になります。
振込借入希望金額 万円

暗証番号のお届け(5枚目にご記入ください)
暗証番号の決定にあたっては、暗証届(5枚目)に記載の注意事項をご参照ください。

アンケート
[waku waku Smart]は、何でお知りになりましたか？[複数選択可]
1.ダイレクトメール 2.折込広告 3.新聞広告 4.店舗広告(ポスター等) 5.テレビ 6.ラジオ 7.当行ホームページ 8.インターネット広告 9.電子メール 10.LINE 11.バス広告 12.駅広告 13.電車広告 14.コンビニATM 15.知人からの紹介 16.その他

お申込内容
ご契約極度額 10万円以上500万円以内
お借入利率 年5.0%~年14.5%
ご返済日 毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日)

銀行使用欄
口座開設日
店番 CIF
カードローン口座番号

※ご契約極度額は、審査結果に基づいて決定いたします。

株式会社山梨中央銀行 御中 山梨中銀カードローン「waku waku Smart」保証依頼書 (兼保証委託契約書)

私は、別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承諾のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山梨中央銀行に山梨中銀カードローン「waku waku Smart」の利用を申込みます。

◆ご印鑑は不要です。
◆お申込みの前に別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」をよくお読みください。
◆FAXでご送付いただいた場合、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
◆記載事項に不備がある場合等は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

個人情報の取扱いに関する同意について
私は、本ローンの申込みにあたり、実行およびアコム株式会社に対し、本申込書7枚目の「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容について同意します。
署名

お申込ご本人について
お申込日 令和 年 月 日
お名前 フリガナ
ご住所 〒 -
お住まい 持家 1.一戸建(自己所有) 2.マンション(自己所有) 3.一戸建(家族所有) 4.マンション(家族所有)
住宅ローン 有り 毎月返済額 千円
ボーナス返済額(年間) 千円
無し
賃貸 5.一戸建 6.マンション 7.アパート 8.公団 9.公営
毎月家賃 千円(うち自己負担 千円)
社宅 10.一戸建 11.マンション 12.アパート 13.寮
毎月使用料 千円(うち自己負担 千円)
入居年月 昭和・平成・令和 年 月

※お勤め先について…専業主婦の方は、①お勤め先名欄に「専業主婦」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③前年税込年収欄に「配偶者の年収」をご記入ください。
年金受給者の方は、①お勤め先名欄に「年金受給者」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③入社年月欄に「年金支給開始年月」、④前年税込年収欄に「年金収入」をご記入ください。

お勤め先について
お勤め先 フリガナ
所在地 〒 -
電話番号 ( ) - 所属部課
お仕事の内容 1.事務 2.営業 3.販売 4.労務 5.運転手
6.技能 7.技術 8.個人経営 9.法人経営 10.接客
雇用区分 1.正社員 2.自営 3.嘱託・派遣 4.パート 5.アルバイト 6.季節工・期間工
収入形態 1.固定給 2.一部固定給 3.完全歩合給
保険種類 1.社会保険 2.組合保険 3.共済保険 4.国民健康保険 5.その他( )
業種 従業員数 1.15人未満 2.15人以上 3.30人以上 4.100人以上
入社年月 昭和 平成 令和 年 月
資本金 万円 前年 税込年収 万円 転職のご経験 1.有り 2.無し
出向・派遣 有り・無し → 「有り」を選択したお客さまは、以下の欄を必ずご記入ください
フリガナ
お勤め先名 所在地 〒 -
電話番号 ( ) 所属部課

お借入れ状況
金融機関 (うち住宅ローン) 件 千円
信販・クレジットカード会社 件 千円
消費者金融会社 件 千円
合計 件 千円

ご返済用預金口座
山梨中央銀行 支店 出張所
普通預金
私は、山梨中銀カードローン契約規定に基づき、私名義の上記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

◆ご返済用預金口座
お申込みと同時にまたはお申込み後に新規に普通預金口座を開設する場合、ご返済用預金口座のお届け欄は、お客さまへご確認のうえ当行が記入する場合がございます。
◆お振込希望額
ご契約日当日(ローンカード到着前)にお借入れを希望されるお客さまは、左記の欄にご記入ください。なお、お借入希望額が、ご契約可能な極度額を超える場合は、ご契約可能極度額とさせていただきます。

外国の政府等にお勤め等の方に係るご確認
外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において、重要な地位を占める方(過去において該当する場合も含みます)、またはそのご家族に該当しますか。
該当しません 該当します
※該当するお客さまは、本ローンをお申込みいただけません。

お振込希望額
振込による借入を希望するお客さまは、「○」をご記入ください。
お振込口座 上記のご返済用預金口座と同一になります。
振込借入希望金額 万円

アンケート
[waku waku Smart]は、何でお知りになりましたか？[複数選択可]
1.ダイレクトメール 2.折込広告 3.新聞広告 4.店舗広告(ポスター等) 5.テレビ
6.ラジオ 7.当行ホームページ 8.インターネット広告 9.電子メール 10.LINE
11.バス広告 12.駅広告 13.電車広告 14.コンビニATM 15.知人からの紹介 16.その他

お申込内容
ご契約極度額 10万円以上500万円以内
お借入利率 年5.0%~年14.5%
ご返済日 毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日)

銀行使用欄
口座開設日
店番 CIF
カードローン口座番号

※ご契約極度額は、審査結果に基づいて決定いたします。

株式会社山梨中央銀行 御中 山梨中銀カードローン「waku waku Smart」利用申込書

私は、別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承諾のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山梨中央銀行に山梨中銀カードローン「waku waku Smart」の利用を申込みます。

◆ご印鑑は不要です。
◆お申込みの前に別紙の「山梨中銀カードローン契約規定」、「保証委託約款」、「ローンカード規定」および「個人情報の取扱いに関する同意書」をよくお読みください。
◆FAXでご送付いただいた場合、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
◆記載事項に不備がある場合等は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

個人情報の取扱いに関する同意について
私は、本ローンの申込みにあたり、実行およびアコム株式会社に対し、本申込書7枚目の「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容について同意します。
署名

※審査の結果ご契約いただけなかった場合でも、本申込書はお返しできませんのでご了承ください。

お申込日 令和 年 月 日
お申込区分 1.新規申込 2.利用極度額増額申込
お名前 フリガナ 旧姓 性別 生年月日 ご家族
ご住所 〒 - 自宅電話 携帯電話
お住まい 持家 賃貸 社宅 入居年月
住宅ローン 有リ 無シ
毎月返済額 千円
ボーナス返済額(年間) 千円
毎月家賃 千円(うち自己負担 千円)
毎月使用料 千円(うち自己負担 千円)

※お勤め先について…専業主婦の方は、①お勤め先名欄に「専業主婦」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③前年税込年収欄に「配偶者の年収」をご記入ください。
年金受給者の方は、①お勤め先名欄に「年金受給者」、②保険種類欄の該当する保険種類に「○」、③入社年月欄に「年金支給開始年月」、④前年税込年収欄に「年金収入」をご記入ください。

お勤め先 フリガナ
お仕事の内容 1.事務 2.営業 3.販売 4.労務 5.運転手
雇用区分 1.正社員 2.自営 3.嘱託・派遣 4.パート 5.アルバイト 6.季節工・期間工
収入形態 1.固定給 2.一部固定給 3.完全歩合給
所在地 〒 -
電話番号 ( ) - 所属部課
業種 従業員数 1.15人未満 2.15人以上 3.30人以上 4.100人以上 5.500人以上
入社年月 昭和 平成 令和 年 月
前年 税金 万円 転職のご経験 1.有リ 2.無し
有リ・無し → 「有リ」を選択したお客さまは、以下の欄を必ずご記入ください
フリガナ
お勤め先名 所在地 〒 -
電話番号 ( ) - 所属部課

お借入れ状況
金融機関 (うち住宅ローン) 件 千円
信販・クレジットカード会社 件 千円
消費者金融会社 件 千円
合計 件 千円

ご返済用預金口座
山梨中央銀行 □支店 □出張所
普通預金
私は、山梨中銀カードローン契約規定に基づき、私名義の上記預金口座から自動支払いによって支払うことを依頼します。

◆ご返済用預金口座
お申込みと同時にまたはお申込み後に新規に普通預金口座を開設する場合、ご返済用預金口座のお届け欄は、お客さまへご確認のうえ当行が記入する場合がございます。
◆お振込希望額
ご契約日当日(ローンカード到着前)にお借入れを希望されるお客さまは、左記の欄にご記入ください。なお、お借入希望額が、ご契約可能な極度額を超える場合は、ご契約可能極度額とさせていただきます。

外国の政府等にお勤め等の方に係るご確認
外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において、重要な地位を占める方(過去において該当する場合も含みます)、またはそのご家族に該当しますか。
□該当しません □該当します
※該当するお客さまは、本ローンをお申込みいただけません。

お振込希望額
振込による借入を希望するお客さまは、「○」をご記入ください。
お振込口座 上記のご返済用預金口座と同一になります。
振込借入希望金額 万円

アンケート
[waku waku Smart]は、何でお知りになりましたか？[複数選択可]
1.ダイレクトメール 2.折込広告 3.新聞広告 4.店舗広告(ポスター等) 5.テレビ
6.ラジオ 7.当行ホームページ 8.インターネット広告 9.電子メール 10.LINE
11.バス広告 12.駅広告 13.電車広告 14.コンビニATM 15.知人からの紹介 16.その他

お申込内容
ご契約極度額 10万円以上500万円以内
お借入利率 年5.0%~年14.5%
ご返済日 毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日)

※ご契約極度額は、審査結果に基づいて決定いたします。

株式会社山梨中央銀行 御中 山梨中銀ローンカード暗証届

私は、山梨中銀カードローン「waku waku Smart」の取引に使用する暗証番号を、次のとおりお届けします。

お申込ご本人	お申込日	令和 年 月 日	暗証番号
	お名前	フリガナ	旧姓
			フリガナ
ご住所	〒 - (アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください)		

◀4桁の数字でご記入ください。

〈暗証番号について〉

暗証番号は、他人に知られないような番号を使用してください。

以下の暗証番号によるお取扱いはできませんので、ご注意ください。

- 生年月日(和暦・西暦)
- 同一数字(1111等)
- 連続数字(1234等)
- 電話番号の下4桁

カードの種類	発行区分	カード区分	IC区分	(ローンセンター)		(カードセンター)		
	新規	本人	磁気カード	検印	係印	受付日	発送日	
3	1	1	0			検印	係印	確認印

## 山梨中銀カードローン契約規定

私(借主)は、アコム株式会社(以下「保証会社」といいます。)の保証に基づき、株式会社山梨中央銀行(以下「銀行」といいます。)との山梨中銀カードローン取引(当座貸越取引)(以下「この取引」といいます。)を行うにつき、以下の各条項を承諾します。

### 第1条 (契約の成立)

本契約は、私が銀行所定の申込方法により、山梨中銀カードローン[waku waku Smart]の利用申込みを行い、銀行が審査のうえ利用を認め、この取引の開始手続を行ったときに成立します。

### 第2条 (取引の開設等)

- この取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみで口座を開設するものとします。
- この取引については、専用のカード(以下「ローンカード」といいます。)による当座貸越取引とし、専用の当座貸越口座(以下「貸越口座」といいます。)により取引を行うものとします。  
なお、この取引については通帳を発行しません。
- 前項の貸越口座のほか、その約定返済の利用口座として、山梨中銀カードローン[waku waku Smart]利用申込書記載または銀行所定の手続きにより登録した私名義の普通預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定するものとします。

### 第3条 (取引の方法)

- この取引は、第6条(借入方法)、第10条(元金等の自動支払)および第11条(随時返済)に定める方法での当座貸越金の入金により行うこととし、小切手・手形の振出あるいは引受け、公共料金等の自動支払を行わないものとします。
- この取引に使用する銀行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。当該中止に関し銀行に故意または重大な過失がない場合には、銀行は免責されるものとします。

### 第4条 (貸越極度額)

- 貸越極度額は、10万円から500万円の範囲内で銀行が決定し、借主に對し、書面またはインターネット申込の場合にはインターネット画面上、その他銀行所定の方法により通知します。
- 借主は、貸越極度額の範囲内で繰返しこの取引による借入ができるものとします。
- 銀行は第1項にかかわらず、必要と認めた場合には、通知等なく貸越極度額を減額(新たな貸付を中止することを含みます。)できるものとします。

### 第5条 (取引期間)

- 本契約に基づき当座貸越を受けられる期間(以下「取引期間」といいます。)は、契約が成立した日(第1条の銀行がこの取引の開始手続を行った日)の1年後の応答日が属する月の末日(銀行の休業日の場合は前営業日)とします。
- 取引期間の満了前に、銀行または私から期限の延長をしない旨の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 前項にかかわらず、取引期間満了日に私が満70歳以上に達している場合は取引期間の延長をしないものとします。
- 銀行が取引期間延長のための審査に必要な資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
- 取引期間満了日までに、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がなされた場合は、次に示すものとします。
  - 取引期間満了日の翌日以降は、この取引による当座貸越は受けられませんが、
  - 取引期間満了日に貸越元金・貸越金利息・遅延損害金等(以下「貸越元金等」といふ)がない場合は、取引期間満了日にこの取引は終了します。
  - 取引期間満了日に貸越元金等がある場合は、銀行の了承のもと、第9条に従い返済することとし、貸越元金等が完済された日に取引は終了します。
  - この取引が終了した場合には、ローンカードを銀行に返却するものとします。

### 第6条 (借入方法)

- この取引による借入れは、以下の方法によるものとします。
- 私が、ローンカード規定の定めるところにより、銀行および銀行と提携している金融機関の現金自動支払機(現金自動預入支払機を含みます。)を使用して出金する方法。
  - 私からの依頼に基づき、銀行がこの取引の融資金を指定預金口座に入金する方法。  
ただし、銀行が認めた場合に限ります。
  - その他銀行が認めた方法。

### 第7条 (満70歳以上の利用)

- 第5条第1項にかかわらず、満70歳の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日の翌日以降は、私は新たな貸越を受けられないものとします。
- 私は、満70歳の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日に存在する貸越元金等の返済について、銀行の了承のもと、第9条に従い返済するものとします。
- 満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日に貸越元金等がない場合はその期間満了日に、前項により貸越元金等を完済したときはその完済日、この取引は当然に終了するものとします。

### 第8条 (貸越利率、利息等)

- この取引の貸越利率は、銀行所定の年利率(この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含みます。)とします。
- この取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、銀行所定の利率、方法(借入日から返済日の前日まで所定の利率の割合による年365日の日割計算)により計算のうえ、指定預金口座から引落とされるものとします。
- 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、変更の内容は銀行の本支店やホームページ等に掲示するとともに、必要に応じて書面により私に通知するものとします。
- 銀行は銀行所定の基準により優遇した利率を適用する場合があります。この場合には、銀行は銀行本支店に掲示することなく、いつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18%(年365日の日割計算)とします。

### 第9条 (約定返済)

- この取引による毎月の約定返済は、次のとおりとします。
- 毎月の約定返済は、毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日、以下「約定返済日」といいます。)に前月の約定返済日現在の貸越残高にのびて、下表の返済額(以下「約定返済額」といいます。)を返済するものとします。ただし、前月の約定返済日から貸越残高もしくは貸越金利息がない場合でも、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日まで

で発生した利息は当月の約定返済日に支払うものとします。

前月の約定返済日現在の貸越残高	毎月の約定返済額
10万円以下	2,000円
10万円超20万円以下	4,000円
20万円超30万円以下	6,000円
30万円超40万円以下	8,000円
40万円超50万円以下	10,000円
50万円超100万円以下	15,000円
100万円超150万円以下	20,000円
150万円超500万円以下	以後、貸越残高50万円ごとに5,000円追加 (例:150万円超200万円以下の場合25,000円、200万円超250万円以下の場合30,000円)

- 約定返済額のうち、第8条2項により計算された金額を利息として支払い、残余の部分を貸越元金の返済に充当するものとします。ただし、約定返済を遅延した場合の第8条5項に定める損害金は約定返済額に加算して銀行に支払うものとします。
- 第1号にかかわらず、当月の約定返済日の前日における貸越残高の金額(前月3日以降に発生した利息および遅延損害金を含みます。)と利息の合計額が、第1号に定める毎月の約定返済額に満たない場合は、その合計額を約定返済額として返済するものとします。  
また、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日まで発生した利息が、第1号に定める毎月の約定返済額を上回る場合、当月の約定返済日にその金額を支払うものとします。

### 第10条 (元金等の自動支払)

- 前条の約定返済については自動引落しの方法によるものとします。毎月の約定返済日までに指定預金口座に約定返済額相当以上の金額を預入れたものとし、銀行は約定返済日に銀行所定の総合口座取引規定または普通預金規定(以下これらを総称して「預金規定」といいます。)にかかわらず総合口座通帳または普通預金通帳(以下これらを総称して「通帳」といいます。)および払戻請求書などして引落としのうえ、返済に充当するものとします。
- 万一預入が遅延した場合でも、銀行は約定返済額と損害金について、約定返済日にかかわらず預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
- 指定預金口座の残高が約定返済額に満たないときは、銀行はその一部の返済に充当する取扱いはせず、その金額について期限に返済がないものとします。

### 第11条 (随時返済)

- この取引による貸越残高がある場合、第9条の約定返済のほか、貸越口座へ直接入金することにより随時任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類等は貸越口座へ直接入金できないものとします。また、銀行および銀行と提携している金融機関の現金自動支払機(現金自動預入支払機を含みます。)を使用して返済する場合の取扱いは、別に定める「ローンカード規定」によるものとします。
- 貸越口座への入金は、貸越残高相当額以内は返済とし、入金額が貸越残高相当額を超える場合はその超える金額を指定預金口座に入金するものとします。
- 前2項において、約定返済が遅延している貸越口座への入金については、約定返済の延滞額が全額返済されるまで入金できないものとします。

### 第12条 (諸費用の自動引落し)

- この取引に関し、私が負担すべき取扱手数料・印紙代等の費用は銀行所定の日・方法により、指定預金口座から預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書などして引落とすものとします。
- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知勧告がなくても、この取引による一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
    - 支払の遅滞、破産または民事再生手続開始の申立があったとき、あるいはこれらその他、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき。
    - 弁護士等から破産申立、民事再生手続の申立等の受任通知を銀行が受理したとき。
    - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
    - 私の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
    - 第9条に定める約定返済を遅延し、2か月を経過しても返済しなかったとき。
    - ローンカードの改ざん、不正使用など不信行為があったとき。
    - 住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の所在が不明となったとき。
    - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
  - 次の各号の場合には銀行からの請求によって、この取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
    - 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
    - 銀行とこの取引約定の一つでも違反したとき。
    - この取引に関し、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
    - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第14条 (貸越の中止)

- 第9条に定める毎月約定返済が遅延している場合、約定返済の延滞額が全額返済されるまで、新たな貸越を受けることができないものとします。
- 前項のほか、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

### 第15条 (解約等)

- 私はいつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に届け出ます。
- 第13条各号の事由があるとき、その他銀行が相当と判断したときには、銀行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することのできるものとします。
- 本契約による取引が終了もしくは中止または解約された場合には、直ちにこの取引による債務全額を返済するとともにローンカードを返却するものとします。

### 第16条 (銀行からの相殺、払戻充当)

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつでも銀行は相殺することができるとし、この場合、書面により通知するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は相殺によらず、事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預け金の払戻を受け、債務の返済に充当することもできるものとします。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
- 前2項によって相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

### 第17条 (私からの相殺)

- 私は、期限の到来している私の銀行に対する預金その他の債権とこの取引による私の債務とを相殺することができます。
- 前項により私が相殺する場合は、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出します。
- 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、預金等の

利率については預金規定等の定めによるものとします。

### 第18条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺する場合には、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 私が返済または相殺をする場合には、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。  
なお、私かどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお私または私が指定する銀行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

### 第19条 (代り証書の差し入れ、印鑑照会、費用の負担)

- 私が(銀行に差し入れた契約証書が、喪失、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとじて債務を返済します。  
なお、銀行から請求があれば直ちに代りの契約証書を差し入れます。
- 諸語その他の書類等銀行に提出した書類の印影を、私の届け出た印鑑に相当の注意を持って照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これらによって生じた損害は私の負担とします。
- 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。

### 第20条 (成年後見人等の届出)

- 私は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るとし、また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様届け出るものとします。
- 私は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
- 私は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に銀行に届け出るものとします。
- 私は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって銀行に届け出るものとします。
- 前4項の届け出の前に生じた銀行の損害については、私の負担とします。

### 第21条 (届出事項の変更等)

- ローンカード・印章を紛失したとき、または氏名、住所、印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出をします。
- 私が前項の届出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所等に適合して行った通知または送付した書類等が返着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- ローンカード・印章を紛失した場合の借入は、銀行所定の手続きをした後に行います。

### 第22条 (報告、調査)

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な受益を提供するものとします。
- 私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

### 第23条 (契約の変更)

- 銀行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨、変更後の内容および変更の効力の発生時期を、ホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

### 第24条 (合意所轄)

この取引に関して訴訟その他の法的手続の必要が生じた場合には、私の住所もしくは銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を所轄する裁判所を所轄裁判所とすることに合意します。

### 第25条 (会話内容の記録)

銀行は、電話による申し出内容を正確に把握するため、この取引の成立・不成立にかかわらず、私と銀行の会話内容を録音し、相当期間保管することがあります。

### 第26条 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い、偽計または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私とこの取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債権の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

### 第27条 (保証に関する同意事項)

- 私は、銀行が保証会社(包括承継または債務引受によりその地位を取得した者を含みます。)に対して履行の請求を行った場合は、私に対してはも請求の効力が及ぶものとするに同意します。
- 私は、保証会社から銀行に対して請求があったときは、銀行が、保証会社に対し、民法第458条の2所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務にわたる全てのもの)についての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの有無に関する情報)を提供することに同意します。  
以上

# 保証委託約款

## 第1条(保証委託の内容)

- 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下「保証会社」という。)が負担する保証債務は、私が株式会社山梨中央銀行(以下「銀行」という。)の「山梨中銀カードローン契約規定」(以下「契約」という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

## 第2条(保証債務の履行)

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
- 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(＜個人情報取扱に関する同意書＞を含む。以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

## 第3条(求償権)

- 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
- 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%(365日(うるう年は366日)の日割計算)による損害金を支払うことに同意します。

## 第4条(事前求償)

- 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
  - 弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
  - 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
  - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
  - 支払を停止したとき
  - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
  - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
  - その他保証会社が債権保全のために必要と認めるとき

## 第5条(中止・解約・終了)

- 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 私が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)であることが判明した場合、および下記の各号の1つにでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約することができます。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - 私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由が生じた場合
- 前項および前々項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。

- 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。

## 第6条(弁済の充当順位)

- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
- 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

## 第7条(通知義務・書類等の提出)

- 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
- 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
- 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとします。

## 第8条(信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。(注)詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載しています。

## 第9条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

## 第10条(費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

## 第11条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

## 第12条(本約款の変更について)

- 保証会社は、民法の規定に基づき本約款の変更をすることができます。
- 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社のホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知または公表します。

## 第13条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

## 第14条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。



# ローンカード規定

## 第1条（ローンカードの利用）

ローンカードは、銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払事務を提携した金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して貸越口座から当座貸越借入金の払出しをする場合（以下「払出し」といいます）、および銀行の支払機または銀行の本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

## 第2条（利用手数料）

1. 銀行の支払機を使用して払出しをする場合は、銀行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料を支払っていただきます。
2. 提携金融機関の支払機を使用して払出しをする場合は、その提携金融機関が利用手数料を定めているときは、提携金融機関に対して支払っていただきます。
3. 銀行は、上記1. および2. の利用手数料を支払機利用日付をもって、通帳および払戻請求書なしで指定預金口座から自動的に引落とします。なお、提携金融機関の利用手数料は、銀行から提携金融機関に支払います。

## 第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して払出しをするときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力して操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 支払機による払出しの金額単位および1回あたりの払出し金額の範囲は、支払機の機種により銀行（提携金融機関の支払機を使用する場合はその提携金融機関）が定めたものとします。
3. 支払機を使用して払出しをする場合、指定預金口座が残高不足のため銀行または提携金融機関の定める利用手数料の引落としができない場合には、払出し金額が貸越極度額の範囲内であっても、払出しはできないものとします。

## 第4条（支払機による返済）

1. 支払機を使用して随時の返済をするときは、支払機にローンカードと現金を挿入して操作してください。
2. 支払機による随時の返済は、支払機の機種により銀行が定めた金額単位および金額の範囲内とします。

## 第5条（ローンカードの紛失、届出事項の変更など）

1. ローンカードを紛失したとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によりローンカード発行店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
2. ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 第6条（暗証番号照合等）

銀行の支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払出しをした場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

なお、提携金融機関の支払機による場合も、銀行および提携金融機関の責任については同様とします。

## 第7条（解約等）

1. カードローン契約を解約または終了する場合には、直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をおことわりします。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにローンカードをローンカード発行店に返却してください。

## 第8条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 第9条（ローンカード発行手数料）

ローンカードの再発行にあたっては、銀行の定める発行手数料をお支払いいただきます。

## 第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書（当座貸越契約書）の各条項、総合口座取引規定、普通預金規定および山梨中銀キャッシュサービス規定（第16条、第17条は除きます。）により取扱います。

## 第11条（規定の変更）

1. 銀行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。